

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算の

取得状況と支給方法②

社会福祉法人新潟地区手をつなぐ育成会

新処遇改善加算への移行

令和6年度の福祉・介護職員等処遇改善の取得状況は、令和5年度と変更はないため、令和6年の6月まで変わらない。したがって、令和6年4月（6月支給）・5月（7月支給）は、旧加算である処遇改善加算・特定処遇加算・ベースアップ加算の3種類加算及び・臨時特例交付金(新潟県障害福祉職員等処遇改善事業)あわせて4種類の処遇加算の支給を行う。

令和6年度から、福祉・介護職員6月分(8月支給)から処遇改善手当として支給を1本化する。

令和6年度の報酬改定により処遇改善加算が一本化されることとなった。8月からの支給については、基本的には、4種類の加算を足した合計額を支給するが、一本化された機会に職員の資格・当法人の勤務年数・福祉の経験年数(特に障がい分野)等により個別に支給額を設定する。

令和6年度は、令和7年度に向けた準備期間とする。

また、年度末に残額がある場合は、一時金として対象職員に配分する。

令和6年度の交付金の一部を令和7年度に繰越ができる仕組みのため、概ね100万円の繰越を行う。

6年度からの支給額の決定

福祉の業務に経験がない資格がない場合であっても、当法人に採用直後は、処遇改善手当として、月額25,000円を支給する。(1年目)

勤務1年を経過した後は、福祉の前歴(障がい分野優遇)・法人の勤務年数・資格の有無・特殊業務・スキル評価・人事考査・貢献度等を考慮し項目ごとに設定した加算額を積み上げて支給額を決定する仕組みを構築する。

年度末の調整

令和6年度支給の最終月に残額がある場合は、調整のため5月に一時金を対象職員に支給する。